

# 公園緑地維持管理業務委託 標準仕様書

川崎市建設緑政局緑政部

## 目 次

総則 .....	3
第1章 一般事項 .....	3
第1条 適用範囲	
第2条 費用負担	
第3条 官公署等への手続き	
第4条 法令等の遵守	
第5条 軽微な変更	
第6条 関係書類の提出	
第7条 疑義の解決	
第8条 地元住民への対応	
第2章 業務管理 .....	4
第9条 着手届等	
第10条 業務計画	
第11条 業務の確認	
第12条 作業記録写真	
第13条 材料一般	
第14条 発生材の処分	
第15条 作業用機械器具	
第16条 安全管理	
第17条 出来形管理	
第18条 後片付け	
第19条 業務の履行責任	
第20条 業務委託の完了	
第21条 業務委託の検査	
第22条 完了届	
樹木管理 .....	9
第3章 一般事項 .....	9
第23条 植物への配慮	
第24条 作業時期	
第25条 土壌	
第26条 病虫害防除	
第4章 高木管理 .....	10
第27条 剪定	
第28条 胴ぶき剪除	
第29条 枯損木処理	

第 30 条	倒木復旧	
第 31 条	半倒木復旧	
第 32 条	支柱撤去	
第 33 条	支柱更新	
第 34 条	支障枝剪定	
第 5 章	低木管理・中木管理	1 4
第 35 条	刈込	
第 36 条	低木内除草清掃	
第 6 章	灌水その他	1 4
第 37 条	一般事項	
第 38 条	地表灌水	
第 39 条	地中灌水	
芝生地その他管理		1 5
第 7 章	一般事項	1 5
第 40 条	植物への配慮	
第 41 条	作業時期	
第 42 条	土壌	
第 8 章	芝生地管理	1 5
第 43 条	芝生地刈込	
第 44 条	施肥	
第 45 条	芝生地除草清掃	
第 46 条	目土かけ	
第 47 条	ブラッシング	
第 48 条	エアレーション（ホーキング）	
第 9 章	地被類管理	1 6
第 49 条	一般事項	
第 50 条	つる性植物	
第 51 条	地被植物等	
第 10 章	草刈	1 7
第 52 条	人力草刈	
第 53 条	機械草刈（肩掛け式・ハンドガイド式）	
第 11 章	公園清掃	1 8
第 54 条	園内清掃	
第 55 条	池及び流れ等清掃	
第 56 条	排水施設清掃	

## 【総則】

### 第1章 一般事項

#### 第1条 適用範囲

- 1 この仕様書は、川崎市建設緑政局緑政部及び各区役所道路公園センターが施行する公園緑地等の維持管理業務に適用する。
- 2 それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に基づき行う。
- 3 本仕様書に定めのない事項については、本市の定める「川崎市土木工事共通仕様書」等や特記仕様書によるものとする。
- 4 同一種別の仕様について本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書を優先する。

#### 第2条 費用負担

業務の検査、業務に伴う調査等の費用は、受託者の負担とする。また、契約書、仕様書に明記されないものでも、業務上当然に必要な軽易なものは受託者の負担とする。

#### 第3条 官公署等への手続き

- 1 業務に必要な関係官公署等への諸手続きは、受託者において迅速に処理しなければならない。この場合、これらの諸手続きに要する費用は、受託者の負担とする。
- 2 業務に関して関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告し協議する。

#### 第4条 法令等の遵守

業務委託にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守し、円滑な進捗を図る。

- (1) 川崎市契約条例、及び同施行規則
- (2) 建設業法
- (3) 道路交通法
- (4) 労働省省令 32 号（労働安全衛生規則）
- (5) 労働者、災害補償保険法、及び同施行規則
- (6) 労働基準法、及び職業安定法並びに同施行規則
- (7) 農薬取締法及び同施行規則
- (8) ディーゼル車の使用に関する神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### 第5条 軽微な変更

現場の状況などにより、作業位置あるいは部分的に方法を変更するなどの軽微な変更は、監督員と協議のうえ作業を行う。

## 第6条 関係書類の提出

受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて、監督員に提出する。

## 第7条 疑義の解決

仕様書に定める事項及び業務の細目について疑義を生じた場合は、監督員と協議する。

## 第8条 地元住民への対応

- 1 受託者は業務の履行に先立って、監督員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図る。
- 2 受託者は業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、または交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告する。

## 第2章 業務管理

### 第9条 着手届等

受託者は、着手期限までに所定の書類を添付した着手届等を監督員に提出する。

### 第10条 業務計画

- 1 受託者は業務の実施にあたり、仕様書、図面、添付書類を熟読のうえ管内の現場調査を行い、最大の効果が期待できるよう、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と十分調整の上、業務計画書を作成し提出する。
- 2 業務計画書は、少なくとも次の事項について記載する。
  - (1) 業務概要
  - (2) 工程表
  - (3) 現場組織表（下請けを含む）
  - (4) 安全管理
  - (5) 作業方法
  - (6) 緊急時の体制
  - (7) 交通管理及び保安上の措置
  - (8) その他必要事項
- 3 業務委託指示書や工程表に基づき、適正な進捗管理を行う。工程表及び業務計画書の内容に変更を生じる恐れのある場合には、監督員の承諾を受ける。特に委託期間を定められたもの、委託時期を逸すると効果が期待できない作業については、監督員と事前に充分協議し、業務の進行を図る。

### 第11条 業務の確認

受託者は重要な業務段階の区切り、監督員の指示した箇所及び時点において、監督員の

確認を受ける。

## 第12条 作業記録写真

- 1 記録写真は、以下に示す項目について撮影すると共に、整備・保管し、検査時に提出すること。
  - (1) 作業ごとにその内容が確認できる状況写真（全体・部分）を作業前、作業中、作業後に同じ位置、同じ方向から撮影したもの
  - (2) 保安施設等の設置状況等の安全管理に関わるもの
  - (3) 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
  - (4) 高所作業車を使用した場合、その作業状況、機種が分かるもの
  - (5) 発生材をリサイクル施設等に搬入した場合、その搬入場所、搬入車両、搬入量が分かるもの
- 2 撮影に際しては以下に示す項目を明記した黒板を用いるものとする。
  - (1) 業務委託名
  - (2) 撮影場所
  - (3) 作業名
  - (4) 撮影日
  - (5) 受託者名
- 3 写真はカラーサービス版とし、作業種別、作業段階ごとに整理の上、写真帳に以下の項目を記入し、業務完了時に監督員に1部提出する。
  - (1) 業務委託名
  - (2) 撮影場所
  - (3) 撮影対象物
  - (4) 撮影日
  - (5) 凶面
  - (6) 撮影方向
- 4 デジタル写真を用いる場合は下記の通りとする。
  - (1) 十分に認識できるものであれば、デジタルカメラによる撮影の印刷物も写真と同様とみなす。その場合、図表、インデックスなどの必要な情報が網羅されていれば印刷物のみによる提出でよい。
  - (2) 撮影に使用するデジタルカメラは130万画素以上の機種とする。
  - (3) 写真出力方式は適切な方式を採用する。
  - (4) デジタル写真を使用する場合は、印刷出力見本により、監督員に事前承諾を得る。
- 5 写真は工程表に従い、常に整理しておくものとする。
- 6 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、監督員の確認を得る。
- 7 写真の提出方法は、電子納品によることもできる。その場合、内容については監督

員の確認を得る。

### 第13条 材料一般

- 1 作業用材料はすべて監督員の確認を受けたもののみ使用する。確認を受けた作業用材料は、受託者の責任において整理保管して使用する。また使用時になって損傷又は変質した場合は、新品を用意し、再確認を受ける。
- 2 使用材料の数量が確認しがたいものは、空袋・空き缶などを整え、監督員の確認を受ける。

### 第14条 発生材の処分

- 1 受託者は、現場での発生材を現場に残置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分する。
- 2 発生材は、原則、市の指定処理施設（AA参照）に搬入することとする。ただし、指定処理施設に持ち込むことが困難な発生材については、監督員の承諾を得た上で、剪定枝のリサイクルを行っている市内の一般廃棄物処分業許可業者もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者（BB参照）等にも搬入することができるものとする。
- 3 発生材は、原則、重量が測定できる設備を有する施設に搬入すること。

#### 《AA 指定処理施設及び搬入日時等》

搬入日時	排出事業者の所在地 (廃棄物の発生場所)	指定処理施設		
		浮島処理センター	堤根処理センター	王禅寺処理センター
【月～土曜日】 8：00～12：00 12：50～16：00	川崎区	○	×	×
	幸区	○	×	×
	中原区	○	○	○
	高津区	○	○	○
	宮前区	○	○	○
	多摩区	○	○	○
	麻生区	○	○	○
【日曜】 9：00～12：00 12：50～14：45	全区	○	×	×

《B B 木くずなどを取り扱う川崎市一般廃棄物処分業許可業者の処理施設等》

川崎市一般廃棄物処分業許可業者等は、川崎市環境局のWebサイトを参照ください。  
なお、施設等により受入可能なものの種別、規格が異なりますのでご注意ください。

◇ 「木くず」のリサイクル

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000082026.html>

→ページ内に剪定枝のリサイクルを行っている処分業者及び収集運搬業者が掲載されています。

#### 第15条 作業用機械器具

作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。監督員が不相当と認めるときは取り替える。

#### 第16条 安全管理

- 1 受託者は、「労働安全衛生規則」等の関係法令により、自らの安全管理基準等を定めるなど、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努める。
  - (1) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。
  - (2) 受託者は、流水及び水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、交通及び保全上十分な注意をする。特に交通及び保全に係る作業については、関係官公署の指示事項を厳守し、十分な施設を設置する。
  - (3) 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため、必要な措置をとる。
  - (4) 受託者は、作業に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したとき、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な応急措置等の措置を講ずると共に、事故発生の原因及び経過、事故による損害の内容等について、遅滞なく監督員に報告する。
  - (5) 作業にあたり、道路ならびに道路付属物及び占用物件等を損傷しないように充分注意する。万一、損傷した場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けて、受託者の負担で原形に復旧する。
  - (6) 受託者は、作業機械、道具等を、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、作業終了後は速やかに搬出する。
  - (7) 作業にあたり、高圧線等の影響により作業の安全性が確保できない場合、東京電力との立会について、監督員に申し出て協議する。
  - (8) 作業に従事する者は、作業に支障のない服装、ヘルメット、安全帯などを着用し、安全対策を講じる。また、2 m以上の箇所で行う場合は、作業床の使用を原則とし、やむを得ず設置が困難である場合は、安全帯及びヘルメットの使用を徹底する。

- (9) 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備しておく。

#### 第 17 条 出来形管理

受託者は、監督員の指示により、作業を行った箇所について監督員の指定する図面に、作業位置、作業内容、規格数量等の必要事項を記載し提出するものとする。

#### 第 18 条 後片づけ

受託者は、全部又は一部で業務が完了（指示書による業務が遂行された時）したときは、それぞれ適当な養生又は後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

#### 第 19 条 業務の履行責任

受託者は、指示書等による監督員の指示した業務を完了させる義務を負う。業務が指示に違反し、不完全であることを発見した場合は遅滞なく手直しをすること。

#### 第 20 条 業務委託の完了

受託者は、業務委託完了後、速やかに関係書類を整備し、検査を受けなければならない。

#### 第 21 条 業務委託の検査

- 1 受託者は検査にあたり以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に監督員に 1 部提出するものとする。
  - (1) 作業記録簿
  - (2) 処分伝票及び集計表
  - (3) 材料伝票
  - (4) 農薬使用記録簿
  - (5) 数量根拠資料（面積計算書など）
  - (6) 打合せ簿
  - (7) 記録写真
  - (8) その他監督員が必要と認めた書類
- 2 受託者は、検査で指摘された事項があった場合は、速やかに是正措置をとる。措置に対し別に生じた費用は受託者の責任において清算する。
- 3 是正措置を行った場合は、再度検査を受けなければならない。

#### 第 22 条 完了届

受託者は、検査合格後、速やかに業務委託完了届やその他必要書類を提出すること。

## 【樹木管理】

### 第3章 一般事項

#### 第23条 植物への配慮

- 1 作業にあたっては、対象植物の特性、生育状況及び環境条件などを考慮し、生きものとしての植物に対する細心の注意をもって行うこと。
- 2 作業にあたっては、街路樹等の目的、その路線における機能などを達成するよう充分考慮すること。

#### 第24条 作業時期

各作業は対象樹木の生育状態、天候を考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と協議のうえ進めること。

#### 第25条 土壌

生育基盤である土壌を、不用意に乱したり、固結させたり、またガソリン等の植物にとって有害である物質を混入させないように細心の注意を払うこと。

#### 第26条 病虫害防除

##### 1 虫巢剪除

アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の虫巢（枝葉に集団して生息している状態）を全て、害虫を落下させないように注意深く剪除し、速やかに処分すること。

##### 2 薬剤散布

- (1) 農薬の使用に際しては、農薬取締法のその他関連法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬の使用について」、並びに「神奈川県農薬安全使用指導指針」を遵守すること。
- (2) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の樹木などに適用あるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 降雨、風の強い日は散布を中止すること。
- (4) 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて、最も効果的な方法で行うこと。
- (5) 使用する農薬の種類又は名称、使用量又は希釈倍数、農薬使用の目的、実施日、時刻、周知方法などについては、監督員と調整のうえ決定すること。
- (6) 事前に病虫害の発生状況を調査し、防除予定を沿道住民に十分に周知すること。特に農薬散布区域の近隣に学校、通学路などがある場合には、当該学校や子どもの保護者などへの周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。また周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ農作物栽培者に対し連絡すること。
- (7) 「薬剤散布作業特記仕様書」に基づき行うこと。

### 3 作業

- (1) 2週間以内の再発生は、委託業者の責任で再度行うこと。
- (2) 散布は噴霧器などを使い十分圧力をかけるとともに、風向きなどを考慮し、薬剤がむらなく均一に散布できるようにすること。また通行人をはじめ対象物以外のものにかからないよう充分注意して行うこと。
- (3) 作業実施時には、立て看板の表示などにより、散布区域内に歩行者などが入らないよう充分注意するとともに、必要により養生をすること。
- (4) 落下した枝葉、害虫は清掃すること。
- (5) 農薬の使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類または名称並びに希釈倍数などについて記録簿を作成し5年間保管するとともに、記録簿の写しを監督員に提出すること。
- (6) 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ充分注意し、作業終了後は法令に従い処理すること。空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理すること。

## 第4章 高木管理

### 第27条 剪定

#### 1 一般事項

- (1) 樹木は、適期以外に剪定を行うと負担が大きいため、時期によって適切な度合い、方法を選択することが必要であり、下記を参考に作業内容を熟考すること。
- (2) 高木の剪定は指定区域を除き、自然樹形を考慮した仕立てとし、その立地場所により、樹木その他の状態（枯れ枝や腐朽菌の子実体の有無など）をよく見きわめて作業すること。
- (3) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わないこと。
- (4) 剪定には剪定ばさみを使用することを原則とするが、はさみで対応できない太枝の剪定等で鋸を使用する際は、切断箇所の表皮がはがれないように注意して作業を行うこと。特に長い枝の切断には枝切断予定箇所の数10cm程度上であらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り戻しを行うこと。
- (5) 主枝を長く切り残したりフラッシュカットをせず、防御組織（カルス）が切口を巻き込むようパークリッジを残し、できる限りカラーに近い正しい位置で剪定すること。切断箇所はなめらかに処理し、太い枝（概ね直径15cm以上）の切断面には必要に応じて融合剤を塗布すること。
- (6) 主として剪定すべき枝
  - イ 枯枝
  - ロ 成長のとまった弱小の枝
  - ハ 著しく病虫害に侵されている枝
  - ニ 通風、採光に支障となる枝

- ホ 折損によって危険をきたす恐れのある枝
- ヘ 樹形形成及び生育上不必要な枝（ひこばえ、胴ぶき、からみ枝、徒長枝、さかさ枝、ふところ枝等）
- ト 枝葉との間隔が民地境界から 1.0m未満、高圧線から 1.5m未満（垂直方向の場合は 2.0m未満）である枝
- ニ 道路構造令に基づく高さ以下の下枝（但し、植栽後間もない樹高の低い樹木については、監督員と調整の上当面の下枝高を決めて剪定する。）

(7) 切詰め剪定

主として新生枝を、樹冠が整う長さで、定芽の直上の位置で剪定すること。この場合定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽とすること。

(8) 切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切取りなどで再度樹形を作り直す場合などに行う。骨格枝となっている枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝、又は新生枝の発生ある場所から先で切り取ること。

(9) 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の中すかし、及び樹冠の形姿構成上、不必要な枝等をその付け根から切り取ること。

(10) 下枝除去

高木（9m以上）の剪定の際には原則として、4.5mまでの枝は除去するものとする。但し、別に監督員の指示がある場合は、その指示に従うこととする。9m未満の樹木については樹高の半分までとするが、監督員に確認をとり作業を行うこと。

(11) 樹木についている不用になった棕呂縄やワラ等と不用意に付けられた鉄線などは、作業にあたり除去すること。特に、必要のなくなった支柱や樹木に食い込む恐れのある支柱については監督員に随時報告すること。

(12) 材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、倒木や幹折れ等の危険性があるため監督員に速やかに報告すること。

(13) 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。

(14) 切除した枝葉等は、すぐに縄などでまとめて、交通の支障にならないようにして、当日中に搬出すること。

(15) 架空線等が街路樹と接近または交差する場合は作業に十分注意し、かつ接触や断線等によって生じる感電や火災のおそれがないようにすること。

(16) 適切な高所作業車を使用すること。

(17) 受託者は作業にあたり、監督員の示す作業方法、内容を理解し、指導を受けた後、その作業内容を直接作業する一人一人に周知させなければならない。

(18) 作業中は、指導に沿った作業であるか否か、自己点検を怠らないこと。

## 2 冬期剪定（整枝剪定、基本剪定）

- (1) 樹木の基本骨格を整えることを主目的にした剪定で、樹種の特性に応じ、最も適切な剪定方法により行うこと。
- (2) 枝の方向は、上から見て四方に均一に、上下の間隔も均一になるようにすること。
- (3) 幹の同じ高さから出る車枝は、切り詰めて何本も枝を出させないようにすること。
- (4) 同じ方向に伸びる平行枝は、切り詰めて1本にすること。

## 3 夏期剪定（整姿剪定、軽剪定）

外観的な樹冠の整正、こみ過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減などのために行うものであり、夏の渇水期に葉からの水分蒸散量を抑制することができる効果もあるが、樹木を弱らせることにもつながるため、最小限の範囲で適切な方法により行うとともに、新生枝の生長が旺盛でないものは行わないこと。

## 4 特殊剪定（規格・外形剪定）

従来の自然樹形ではなく、新しい都市景観を創り出すために監督員の指定する規格（葉張り、樹高、形状）により外形を揃える剪定で、規格からはみ出る部分の枝葉を剪除し、規格内で止める剪定を基本とする。但し、芯を止める場合でも、2段目の直方向に伸びる枝を残し、再び芯を作るように剪除する。

一度目の剪定は、芯止めと同様に、規格から飛び出る枝を剪除する枝止めを主とするが、形状を崩す恐れのある枝は、2段目の成長方向に伸びる枝を残すように、やや強めに剪除する。

2度目以降は規格で刈り込んだような形状に仕上げる。

## 第28条 胴ぶき剪除

- 1 胴ぶき（根部のヤゴ取り含む）は、幹に沿って付け根から剪定ばさみや切り戻し用ナイフなどで切除すること。
- 2 処理した枝（ヤゴ）は、すぐにまとめて交通の支障にならないよう処理すること。
- 3 胴ぶきは地表面から高さ2.5mまでの枝とする。

## 第29条 枯損木処理

- 1 枯損木処理にあたっては、周辺樹木、施設物、民家等を損傷しないよう注意深く行うこと。また周囲の低木、地被類等は必要に応じて適切な保護処置を行うこと。
- 2 枯損木といえども公共施設の除去であるので、市民等に誤解を生まないよう注意し、問い合わせ等に対する説明を怠らないこと。
- 3 作業はチェーンソーにより可能な限り地際にて切断除去すること。但し、別に監督員の指示があった場合は、その指示にしたがうこと。
- 4 状況により根部を除去した場合は、直ちに植込地用土をもって埋戻し、地表面をならして危険のないよう処理しておくこと。
- 5 除去した樹木は、速やかに搬出处分すること。

- 6 地下部に樹木の生育に障害となるような異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

#### 第30条 倒木復旧

- 1 倒木復旧とは、全倒～ほぼ全倒し樹木の根が地上に突き出す状態の樹木を、立て直して元の状態に戻すことをいう。
- 2 根部を乾燥させないようにコモなどで覆い、根の大きさに合わせていねいに掘り取ること。
- 3 痛んだ根を切り戻し、根部の状態に合わせて剪定あるいは枝をしおり、幹巻を施したあと立て直して、根部に十分に水がまわるように水極めを行いながら植え付けること。
- 4 クレーンで立て直す場合には、樹皮を剥いだり、根部を引っ張らないよう注意すること。

#### 第31条 半倒木復旧

- 1 半倒木復旧とは、樹木は傾いたが根などがまだ地上に露出していない程度の樹木を立て直して元の状態に戻すことをいう。
- 2 根部付近を必要に応じて掘り、痛んだ根の切り戻しを行い、根部に合せて剪定した後、垂直に樹木を立て直しながら、根部に十分水がまわるよう水極めの処置を行うこと。
- 3 必要に応じ幹巻きなどの保護措置を施すこと。

#### 第32条 支柱撤去

従来の支柱及び添木の取り外しは、樹木を損傷しないように注意し、根元より完全に引抜くこと。支柱撤去後の穴は埋め戻し、整地すること。

#### 第33条 支柱更新

- 1 前項の撤去の後、所定の材料、方法で次のとおり控木及び添木を取り付けること。
- 2 控木の丸太と樹幹（枝）の取り付け部分は、すべて杉皮を巻き、棕呂縄が緩まないように割り縄がけに結束し、控木の丸太どうしが接合する部分は、くぎ打ちのうえ鉄線がけとすること。結束は強固に結束すると共に、交差部でゆがみのないよう見栄え良く、かつ、突起などの危険のないよう仕上げること。
- 3 控木の丸太は、焼き丸太を使用すること。
- 4 添木を使用する場合は、所定の材料で樹幹をまっすぐになるよう取り付けること。

#### 第34条 支障枝剪定

ケヤキなどの枯れ枝の部分的な撤去や、道路の建築限界や民有地へ越境した枝の撤

去を行うこと。

## 第5章 低木管理・中木管理

### 第35条 刈込

- 1 混み過ぎた枝や枯枝を除去し、通風や採光を確保するように行うこと。原形を充分考慮しつつ樹形全体に凹凸がないよう、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- 2 裾枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く刈り込むこと。また針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つき等を行うこと。
- 3 花木類は花芽分化期と着生位置に注意して刈り込むこと。
- 4 大刈込は、各樹種の生育状態に応じ、原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。また植込み内にて作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。
- 5 視距を確保しなければならない箇所（交差点付近、中央分離帯開口部など）は、成長量を考慮し、視距の確保が出来るような刈高、刈幅とすること。
- 6 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。結束には棕呂縄を用いること。
- 7 刈込作業後は、すみやかに刈り枝の除去を行うこと。その際、枝の中にあるゴミ類も併せて除去すること。
- 8 鋭利な切断面が歩道側に生じないように、切り戻しなどの適切な処置をとること。
- 9 中木刈込は、特に指定がない場合上端をそろえ両面刈とすること。

### 第36条 低木内除草清掃

- 1 既存植物を傷めないよう注意しながら、除草フォークや鎌等を用いて雑草を根から抜きとること。
- 2 低木内の落葉や小枝・ごみ類、コンクリート塊・砂利・セメント等の不要物を取り除き、清潔にすること。
- 3 抜きとった雑草や不用物及び有害物は、順次まとめながら直ちに搬出処理すること。また、風などで道路や付近に散乱しないよう注意すること。

## 第6章 灌水その他

### 第37条 一般事項

- 1 水質は動植物に有害な物質を含まないものとする。
- 2 灌水によって表土を乱したり、水が外に流出しないように、数回に分けてなるべく深土まで灌水効果が及ぶように行うこと。

- 3 道路を汚したり、通行人、通行車両、付近住民に迷惑をかけないように注意すること。
- 4 朝か夕方に連続して行うこと。

#### 第38条 地表灌水

効率的な灌水をするための処置（街路樹柵内の水鉢、独立木は根元の周囲に根本直径の4倍程度とする深さ15cm内外の水鉢など）をした後、指定量の水を数回に分けて灌水すること。なお、灌水前には紙屑、空き缶などを取り除くこと。

#### 第39条 地中灌水

灌水用縦穴などに指定量の水を数回に分けて灌水すること。

### 【芝生地その他管理】

#### 第7章 一般事項

##### 第40条 植物への配慮

- 1 作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを考えあわせ、生きものとしての植物に対する細心の注意をもって行うこと。
- 2 作業にあたっては、街路樹等の目的、その路線における機能などを、達成するように充分考慮すること。

##### 第41条 作業時期

各作業は天候、生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と協議のうえ進めること。

##### 第42条 土壌

都市における貴重なみどりの基盤である土壌を、不用意に乱したり、固結させたり、またガソリン、セメント、薬品等の動植物にとって有害である物質等をこぼしたり、混入させないこと。

#### 第8章 芝生地管理

##### 第43条 芝生地刈込

- 1 芝生地内にある樹木・施設等を損傷しないよう注意しながら、刈むら・刈残しのないよう均一に刈り込むこと。
- 2 刈高は2cm程度を標準とする。ただし監督員の指示がある場合にはその指示によること。
- 3 芝生地内の紙くず、空き缶、空瓶、ビニール袋類、生ごみ類、小枝等の美観を損なうごみ類を拾い集めること。

- 4 刈り取った芝及び拾い集めたごみ類等は、順次まとめながら直ちに搬出処理すること。また、風などで道路や付近に散乱しないように注意すること。
- 5 ほふく茎が芝生地内の施設に乗り上がらないよう、また低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。

#### 第44条 施肥

所定の肥料の施肥量をむらのないよう、植え込み内に均一に散布すること。

#### 第45条 芝生地除草清掃

- 1 芝生を傷めないよう注意しながら、除草フォークなどを用いて雑草を根から丁寧に抜きとること。
- 2 芝生地内の落葉や小枝、ごみ類、コンクリート塊、砂利、セメント等の不用物及び有害物を除去し、清潔にすること。
- 3 抜きとった雑草や不用物及び有害物は、順次まとめながら、直ちに搬出処理すること。また、風などで道路や付近に散乱しないように注意すること。

#### 第46条 目土かけ

- 1 目土は植物の根、ガレキ、赤土等がなく、2cm目程度のふるいによりふるい分けした目土用土を用いること。土壌改良剤及び肥料を混入する場合、指定の混入率となるよう入念に混合すること。
- 2 目土用土は指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行うこと。

#### 第47条 ブラッシング

- 1 ほふく茎や根などを切断すると共に茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等でいねいに回数多くすき均すこと。
- 2 発生した枯葉枯茎等は、熊手、ブラシ等で、丁寧に集めてすぐに運搬し、処理すること。風などで道路や付近に散乱させないこと。

#### 第48条 エアレーション（ホーキング）

- 1 芝生土壌の硬化を防止するためにエアレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。
- 2 カッティングの深さ間隔等は、監督員と協議すること。

### 第9章 地被類管理

#### 第49条 一般事項

- 1 地被類の役割と地被植物の特性を充分考慮して作業すること。
- 2 植栽土壌、壁面、マルチング、付近植物等を乱したり、破損させたりしないこと。

また異常を発見したときは、速やかに監督員に連絡すること。

- 3 特に記載のない事項については、「高木管理」及び「芝生地管理」に準ずること。

#### 第 50 条 つる性植物

- 1 つるもの、茎ものは、剪定、誘引等の手入れを行うこと。
- 2 手入れをする主なものは、以下のものとする。
  - イ 枯れているもの
  - ロ 病害虫に侵されているもの
  - ハ 弱小のもの
  - ニ 障害となるもの
  - ホ 徒長、からみ、込み過ぎのもの
  - ヘ 立っているもの
  - ト 更新が必要なもの

#### 第 51 条 地被植物等

- 1 枯れ、病害虫に侵されているもの、からみ、込みすぎ等のものは切除又は抜きとること。
- 2 刈高は監督員と協議して行う。刈り取った枝葉は、ていねいに取り除き、直ちに搬出処理すること。

### 第 10 章 草刈

#### 第 52 条 人力草刈

- 1 刈込器具は鎌などを用いる。
- 2 樹木、株物、柵等の周辺を損傷しないよう注意し、刈むらのないよう均一に刈り込む。
- 3 刈草は、速やかに集積して搬出処理すること。
- 4 作業後は、作業地及び周辺を清掃すること。

#### 第 53 条 機械草刈（肩掛式・ハンドガイド式）

- 1 樹木、株物、柵等の周辺を損傷しないよう注意し、刈むらのないよう均一に刈り込む。なお、刈高は 2cm 程度を標準とする、ただし監督員の指示がある場合はその指示によること。
- 2 樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性の雑草も除去すること。
- 3 刈草は、速やかに集積して搬出処理すること。
- 4 作業後は、作業地及び周辺を清掃すること。
- 5 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにすること。また、カッターに

よる小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意すること。

## 第 11 章 公園清掃

### 第 54 条 園内清掃

- 1 ゴミ等を取り残しがないように、きれいにかき集める。
- 2 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意する。
- 3 ごみの収集の際には、担当職員の指示に従い分別する。

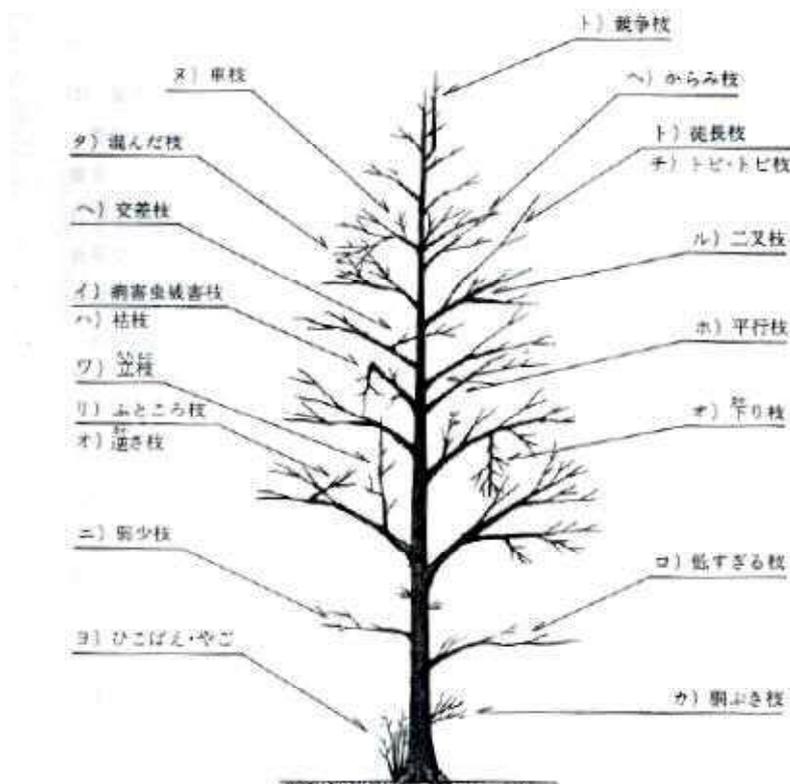
### 第 55 条 池及び流れ等清掃

- 1 池及び流れなどの岸から、浮遊ゴミ及び沈殿ゴミをかき集める。
- 2 池及び流れなどの岸周辺の清掃も含む。
- 3 池及び流れなどの岸沿いにある樹木の剪定などの際に、水面へ落ちた枝葉等の清掃を行う。

### 第 56 条 排水施設清掃

- 1 側溝・柵などの排水施設に溜まった土砂などを入念に取り除く。
- 2 除去した土砂の処分については、監督員と協議する。

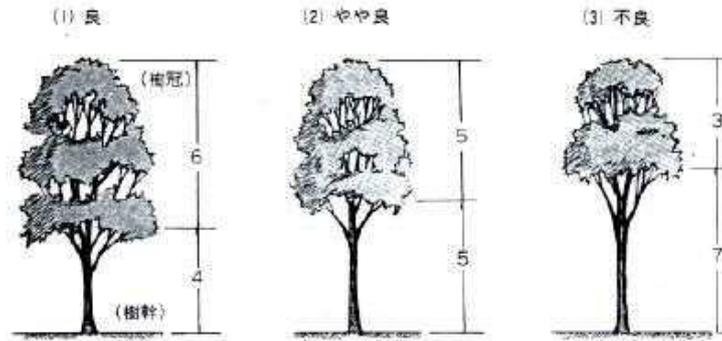
## 基本的に剪定する枝



- (1) 放置すると有害・支障となるもの。  
 イ) 病害虫のついた枝葉  
 ロ) 低すぎる枝
- (2) 放置すると美観をそこねるもの。  
 ハ) 枯枝      ニ) 弱小枝      ホ) 平行枝      ヘ) 交差枝・からみ枝  
 ト) 徒長枝・競争枝      チ) トビ又はトビ枝      リ) ふところ枝  
 ヌ) 車枝      ル) 二又枝      オ) 逆さ枝      ヲ) 下り枝  
 ヲ) 逆さ枝      ヲ) 逆さ枝      ヲ) 逆さ枝      カ) 胴ぶき枝  
 ヨ) ひこばえ又はやご
- (3) 枝葉が混みすぎて樹形が乱れたり、病害虫の発生の原因となったりするもの。  
 タ) 混んだ枝
- (4) 開花等の利用面から枝を切るもの。(花物の刈り込み剪定などで)

## 剪定の実際

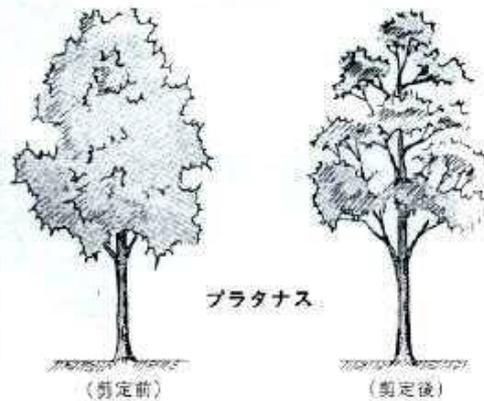
樹木の外観と樹形について一般的に言えることは、枝の配置を均等となるように剪定すべきです。特に街路樹の樹冠と樹幹の比率は樹冠6に樹幹4となるようにします。



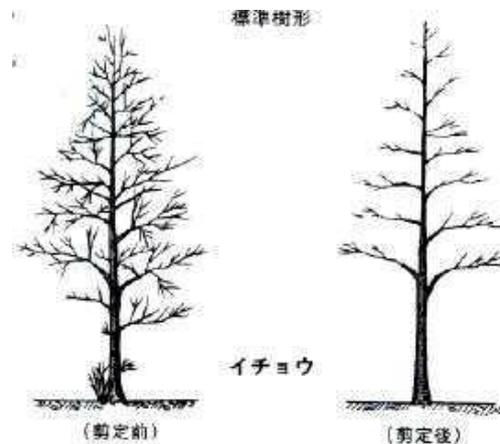
## 夏期剪定

### (1) 直幹型

直幹型に剪定する樹種はイチョウ・プラタナス・ユリノキ・アオギリ・ポプラ・クエダなどで、幹から先端まで1本の心が通るように整枝します。このような樹種の最下枝は、地上2.5 m以上（幼木は除く）の位置とし、枝は四方に均等に配して、らせん状となるようにします。主枝の間隔は50 cm～70 cm程度に剪定します。

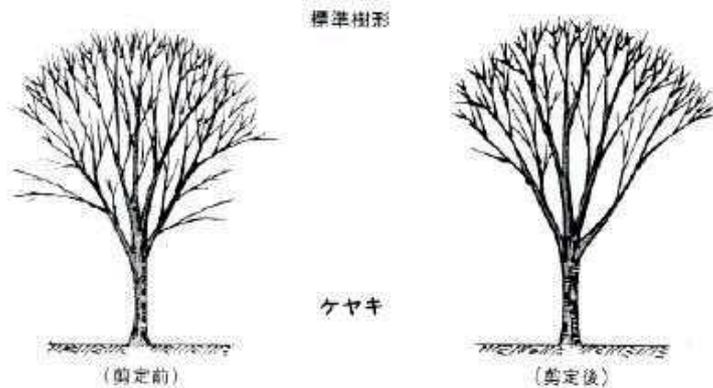


## 冬期剪定



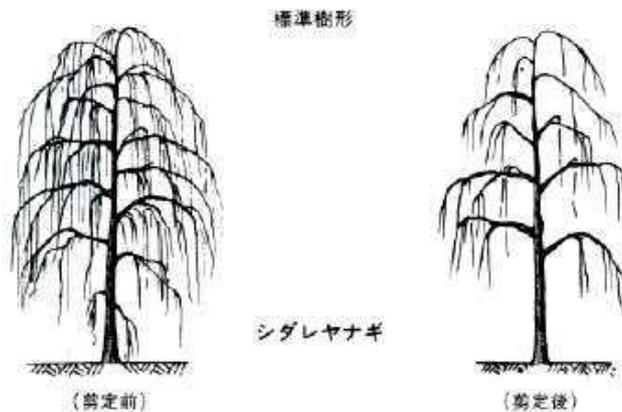
## (2) 開心型

開心型に剪定する樹種はケヤキ・サクラ・センダン・アメリカハナミズキなどで主幹が枝分れを多くし、“ほうき型”“分岐型”とも呼ばれます。自然の美しい樹形を生かすように剪定します。



## (3) 下垂型

下垂型に剪定する樹種はシダレヤナギなどの垂れもので、直幹型に準じます。ただし、垂れる特性から最下枝を地上4m以上（幼木は除く）にすると、交通などへの影響の少ない本来の美しい垂れ状に保てます。



以上のように、樹種の特徴に合わせて長年剪定すると、将来は別表の図のような樹形に育てられます。

ただし、生育期にある樹木は生長を促す面から、壮木になるまでの間、将来の樹形を配慮した剪定をするように努めます。生育期の直幹型・下垂型の樹種は頂部を長めに剪定し、開心型の樹種は下枝の不要なものを除くことを主に剪定します。

## 樹形分類表

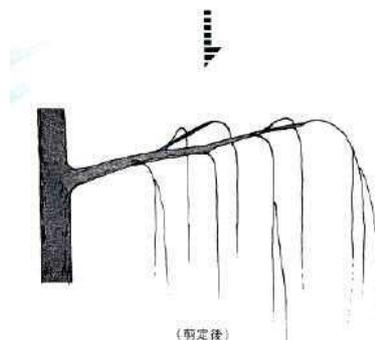
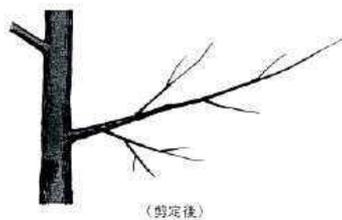
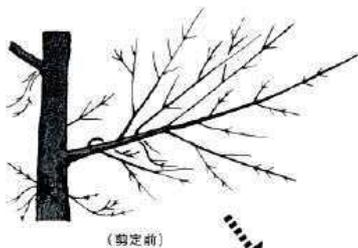
社木樹形	樹木姿図	樹種
卵円形 (広卵状・卵状)		(1)アオギリ (5)シンジュ (2)プラタナス (6)トウカエデ (3)フウ (7)ユリノキ (4)クスノキ(常緑)
円錐形 (直幹円錐状)		(1)イチョウ
狭円錐形 (円柱状・板卵円状)		(1)ポプラ
球形 (球状・広楕円状)		(1)ナンキンハゼ (2)ヤマモモ(常緑) (3)マデバシイ(常緑)
盆状形 (遠円盤状)		(1)ケヤキ (2)サクラ (3)センダン
下垂形 (枝垂状)		(1)シダレヤナギ

## 剪定の手法 間引き剪定例

### 1) 間引き剪定

この剪定は、すべての樹種に使われる方法です。主に不定枝・笠枝・逆き枝などの不要な枝を対象として、混み合った枝も取り除き均等な枝張りにするために行ないます。

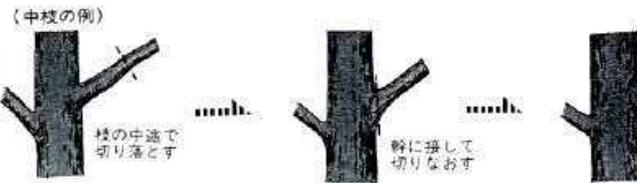
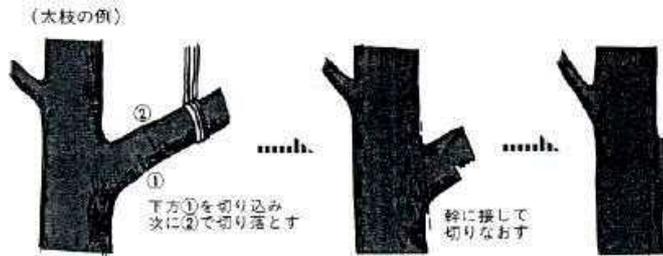
### 間引き剪定例



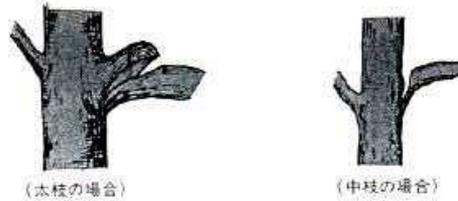
## 参考 枝の切り方

### 良い例

●太枝、中枝を切った場合、切り口はきれいに削って切り口に防虫剤等を使用します。



### 悪い例 (一度に切ろうとすると重さで裂けることがある。)



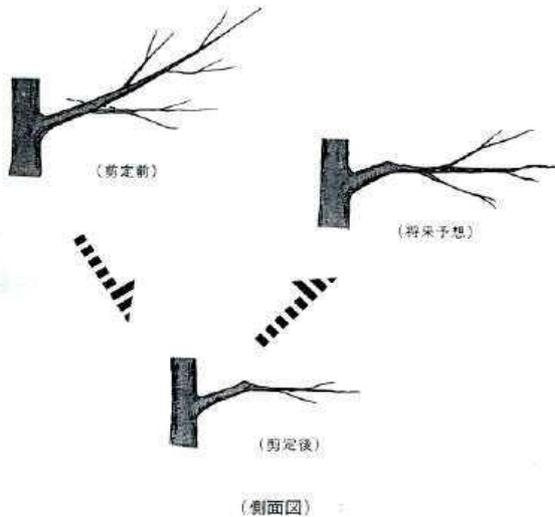
## 切り返し剪定例

### 2) 切り返し剪定

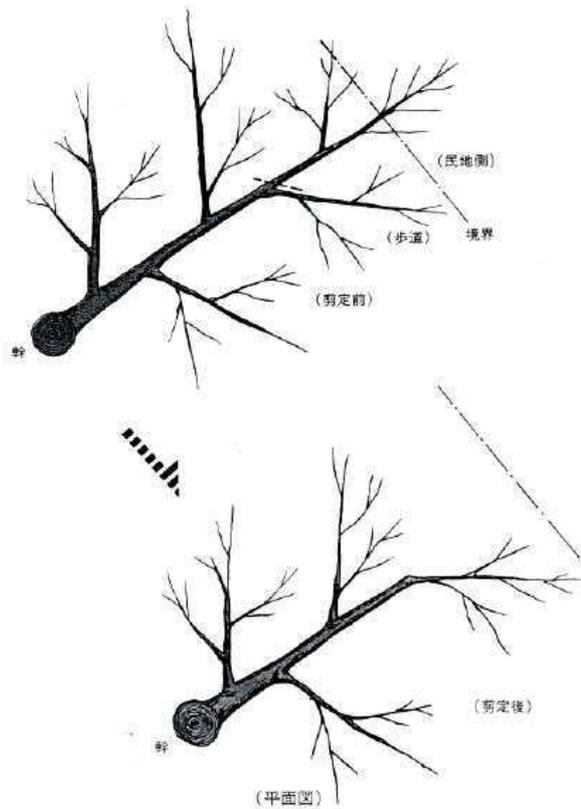
#### (2)-1) 枝の場合

枝が伸びすぎて樹冠外にとびだしたものを、樹冠を小さくする場合に行ないます。枝の分れ目で付け根から取り除いて、枝の若返りをはかり、全体のつり合いを取ります。

### 切り返し剪定例



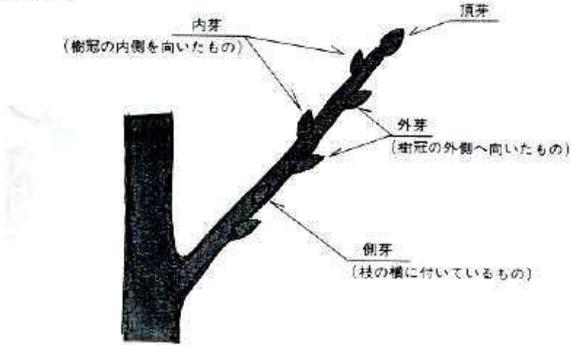
### 切り返し剪定例



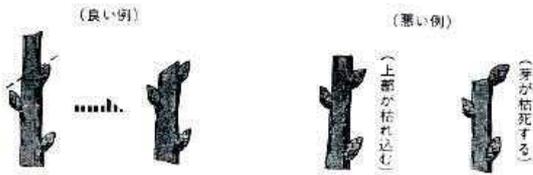
(2)-2) 芽の場合

生長を抑制し、樹冠をほぼ一定の大きさにする場合や、徐々に生長させる場合に行ないます。生育空間の狭い所で行なうことが多く、新梢を剪定するとき芽の位置に注意します。

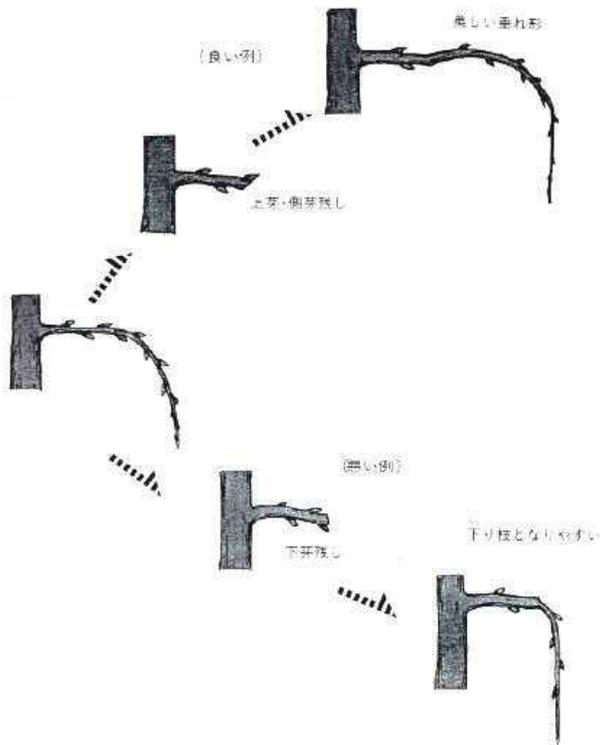
芽の名称



剪定箇所と芽の位置



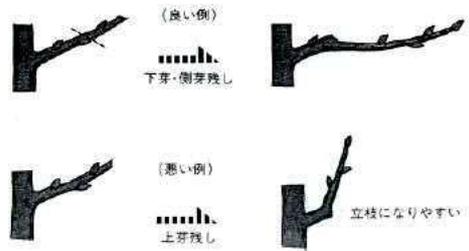
垂れもの場合



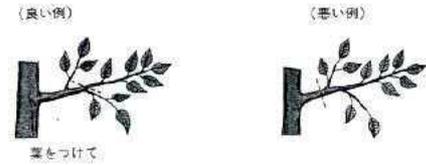
剪定箇所による違い



剪定例



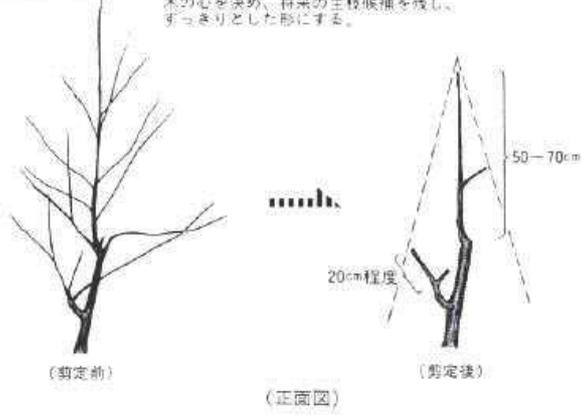
常緑樹の場合



## 間引き切り戻し剪定による主要枝の例

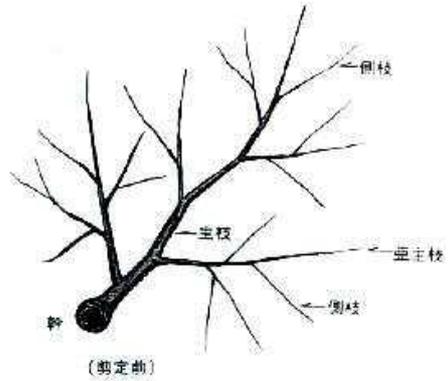
### 頂上部の剪定

木の心を決め、将来の主枝候補を残し、すっきりとした形にする。



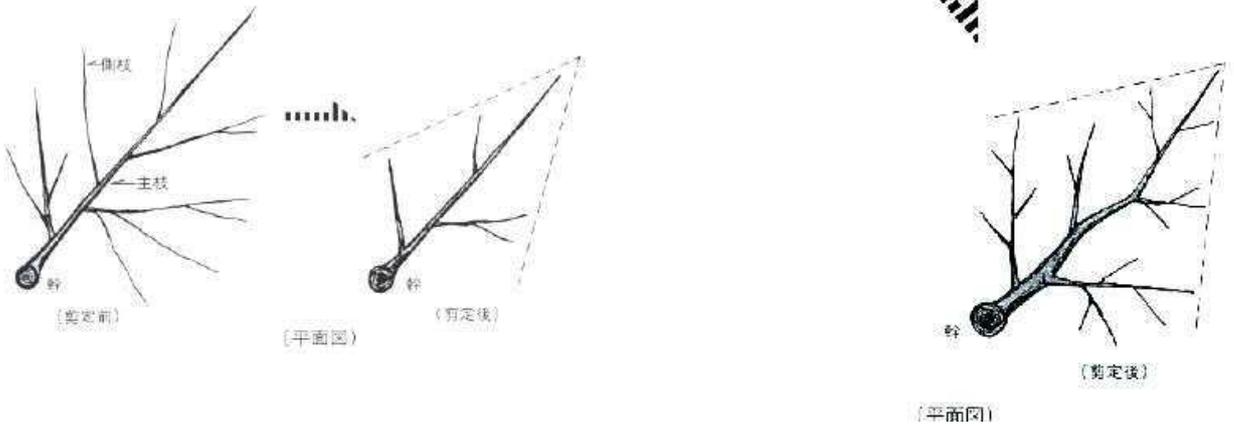
### 下方枝の剪定

主枝・亜主枝の心を決め、太さ・長さに応じた側枝を残した形にする。

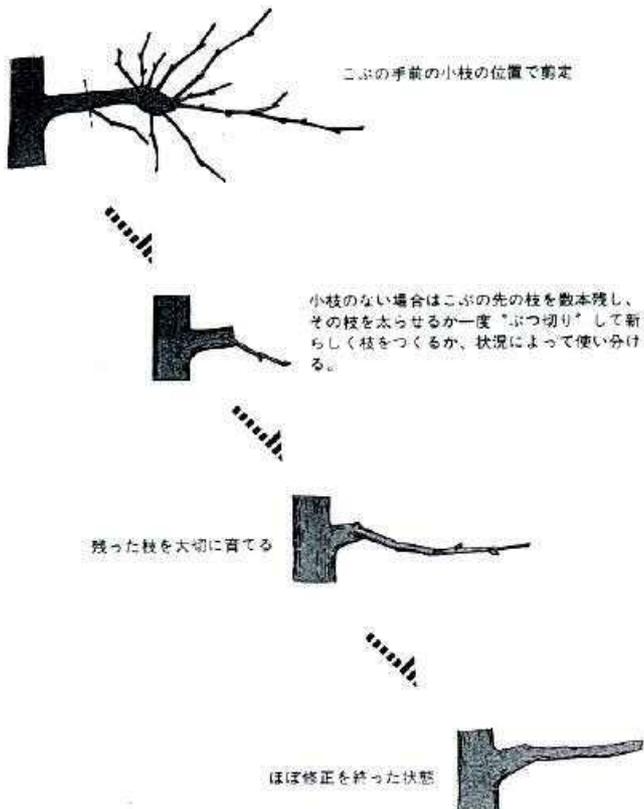


### 上方枝の剪定

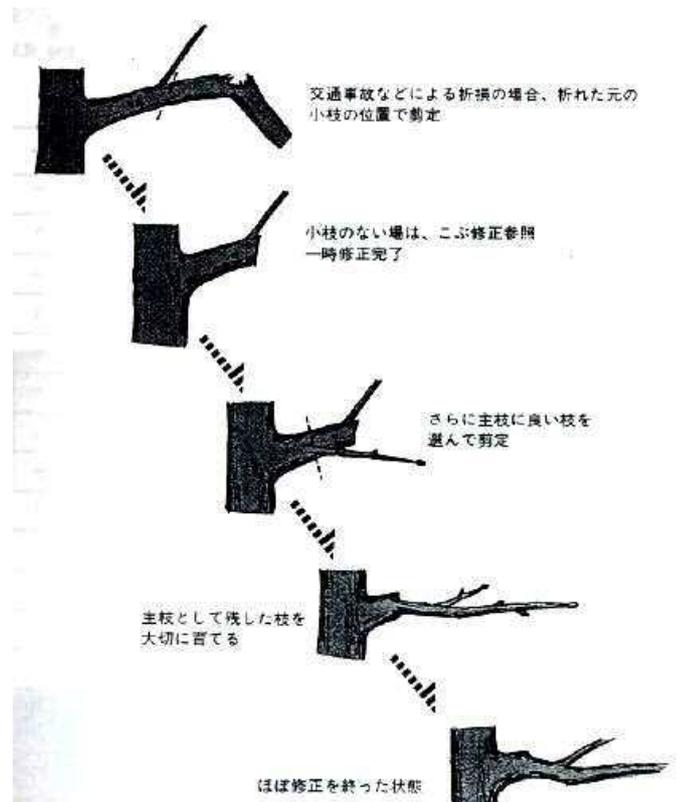
主枝の心を決め、太さ・長さに応じた側枝を残した形にする。



### こぶ修正例



### 折損事故等の修正例



(経緯)

平成23年1月 制定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成24年1月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成25年1月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成26年1月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成27年2月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成28年1月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成30年1月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)  
平成31年1月 一部改定 (川崎市建設緑政局緑政部)